

## 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合条例第 19 号

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部  
を改正する条例

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成27年  
条例第30号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中第 2 項を削る。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の単純な労務に雇  
用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定は、平成28年 4 月 1 日  
から適用する。